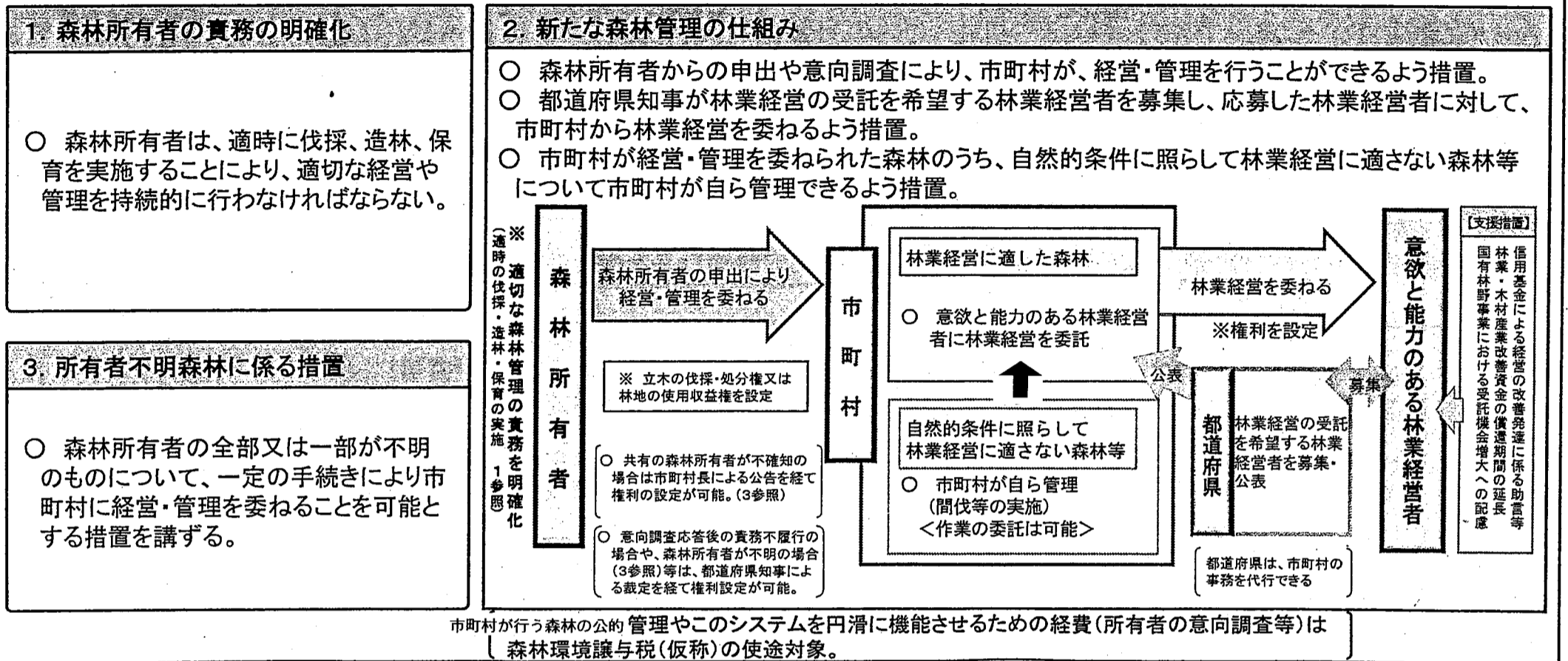


趣旨

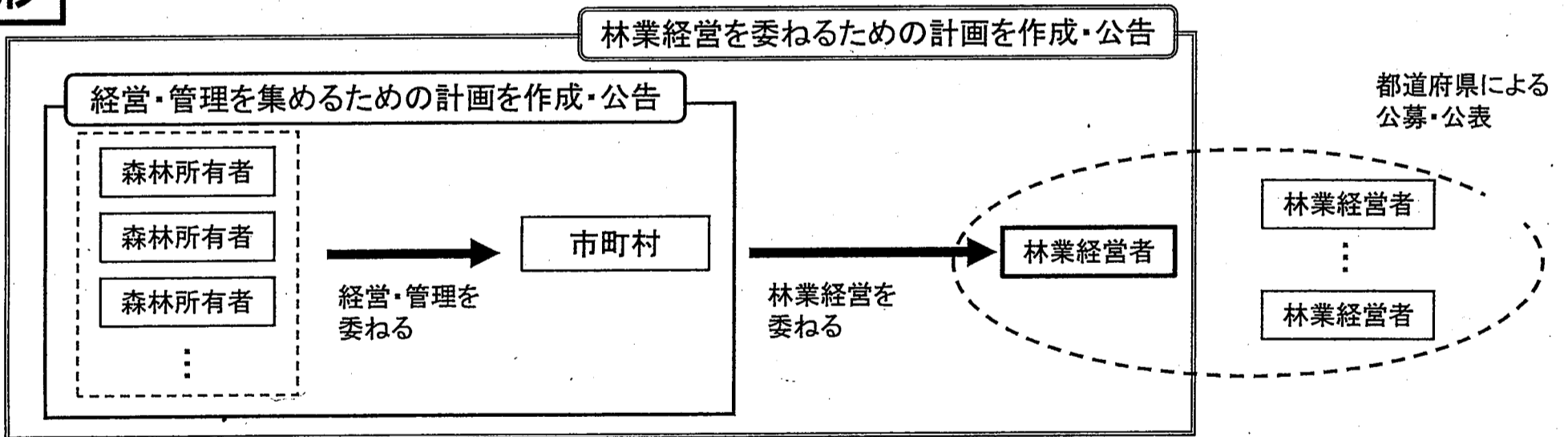
- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者の責務を明確化する。
 - ② 森林所有者自らが適切な経営・管理を実行できない場合に、市町村が経営・管理を行うために必要な権利を取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委ねる。
 - ③ 自然的条件に照らして林業経営に適さない森林及び林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村が自ら管理を行う。

概要



市町村に経営・管理を集め、林業経営者に委ねる流れ(想定)

基本形



○ 経営・管理を集めるための計画及び林業経営を委ねるための計画は、以下の性質を持つ行政計画

- ・ 多数の者を相手方とする多数の権利を一斉に設定
- ・ 計画はいわば契約書の束であり、公告により個別の契約締結行為を要せずに権利を設定

① 森林所有者から市町村に 経営・管理を集めるための計画

(計画記載事項(想定))

- ・ 森林の所在、面積
- ・ 設定する経営管理権の始期、存続期間
- ・ 伐採後の造林及び保育の方法
- ・ 森林所有者に支払う金額の算定方法 等

② 市町村から林業経営者に 林業経営を委ねるための計画

(計画記載事項(想定))

- ・ 森林の所在、面積
- ・ 設定する経営管理実施権の始期、存続期間
- ・ 伐採後の造林及び保育の方法
- ・ 森林所有者及び市町村に支払う金額の算定方法 等